

介護職員等特定処遇改善加算とは

従前の処遇改善加算に加え、キャリア（経験・技能）のある介護職員等に対し、更なる処遇改善を行うというものです。

算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。
- ・ 介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。
- ・ 介護職員等処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

職場環境等要件について

処遇改善に関する具体的な取組み内容は以下の通りです。

【入職促進に向けた取組】

- ・ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

【生産性向上のための業務改善の取組】

- ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善